



# Arab Health 2024

## ジャパンパビリオン 出品案内書

申込締切

2023年9月15日（金）17時00分（予定）

お申し込みはお早めに



締切前であっても、条件を満たす企業様のお申込が募集予定を一定程度上回った時点で募集を締め切らせていただきます。  
※ただし、出品者様を先着順位ではなく、審査をもって決定します。  
お申込の段階で出品を確約できるものではない点、ご注意ください。

日本貿易振興機構（ジェトロ）



## はじめに

今回49回目を迎えるArab Health 2024は、中東地域において最大規模のヘルスケア産業の総合見本市です。

ジェトロでは、海外販路拡大を目指す日本の中小医療機器メーカー等の支援の一環として、Arab Health 2024にジャパンパビリオンを設置し、商談機会を提供します。（リアルとオンラインのハイブリッド形式で開催予定）

新規取引先の開拓の場として、是非ジャパンパビリオンにご出品いただきますよう、ご案内申し上げます。

### 見本市 概要

- 名称：Arab Health 2024
- 会期：2024年1月29日（月） - 2月1日（木） <4日間>（※）
- 開催地：アラブ首長国連邦・ドバイ
- 会場：Dubai World Trade Centre
- 主催：Informa Life Sciences Exhibitions
- 出展者：3,358社・団体以上(Arab Health 2023 実績)
- 来場者数：76カ国・地域、約13.6万人(延べ) (Arab Health 2023 実績)
- U R L：<http://www.arabhealthonline.com/>

※リアル展示に加え、オンライン展示のハイブリッド形式で開催されます。

### < リアル展示出展場所(予定) >

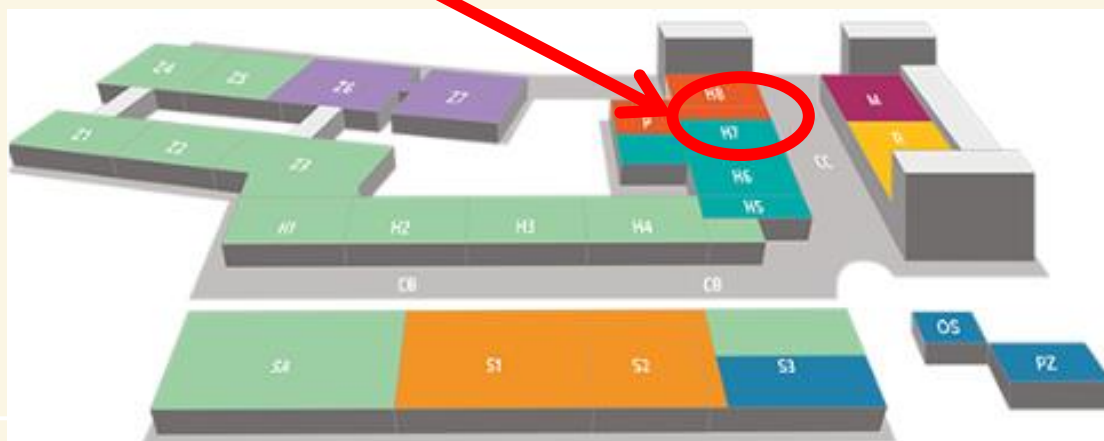
(1)H7ホール:通常エリア

(2)H8ホール:スタートアップエリア

ジェトロは長年アラブヘルスに連続出展。

主催者との協力関係により現地の病院や代理店などが多数来場するメインのホールにジャパンパビリオンを構えています。

効果的な商談のカギは出展位置にあります。





今年のジャパンパビリオンは以下**2つのエリア**を設けます。

## (1)通常エリア

- **主催：** 日本貿易振興機構（ジェトロ）
- **設置場所・規模：** ホール7 144㎡  
※多数の来訪者が見込まれる好立地の場所にジャパンパビリオンを設置予定です。
- **募集企業数：** 18社程度（約7.2㎡/小間）（予定）
- **募集分野：** 医療機器（完成品）、医療消耗品、健康関連製品等
- **対象者：** **日本に本社を有する日本企業（原則、製造業）**  
※ 出品物はお申込日本企業の自社製品であり、自社ブランドとして販売する物に限ります。他社製品の出品はお受けできません。  
また、本展示会では原則新品（中古品でない）を対象にします。
- **出品料金：** 中堅・中小企業 930,000 円 一般企業 1,860,000 円

## (2)スタートアップエリア

- **主催：** 日本貿易振興機構（ジェトロ）
- **設置場所・規模：** ホール8 96㎡
- **募集企業数：** 10～14社程度（予定）
- **対象者：** **以下の条件に当てはまる日本に本社を有するスタートアップ企業**  
①設立10年未満の、日本に本社を有する企業であること。  
②P.4に記載する中堅・中小企業要件に当てはまること
- **募集分野：** デジタルヘルス関連製品を中心に

※デジタルヘルスとは情報通信技術を活用したヘルスケア関連製品・サービス（例：モバイルアプリ、ウェアラブル医療機器、遠隔医療、電子カルテ（EHR）、AIを使った画像診断支援等関連製品・サービス等）

- **出品料金：** **無料**  
※旅費交通費、製品輸送に係る費用などは各社にてご負担いただきます。詳細はP.6。
- **注意点：**
  - ①各企業紹介用のパネルなどは設置しますが、オープンスペースであるため、企業ごとの明確な小間はございません。
  - ②応募いただいた際でも、対象外と判断した場合は別エリアでお申込みいただく可能性がございます。（事前にご意向は確認いたします。）

ご提出頂く企業情報および出品物情報等を基にジェトロで審査を行い、出品者を決定します。ただし、応募が募集予定を一定程度上回った時点で募集を締め切りますので、お早めの申込をお勧めします。また、審査に際してはP.4の「審査項目」を重視します。

**とりわけ出品目的や商品の有望性、輸出体制等は分かりやすく、具体的に記載願います。**

なお、審査結果の詳細については回答できかねますので予めご了承ください。



## <必須条件 全社共通>

- 見本市の出品分野に合致する製品・技術・サービスを有する日本企業であること。
- 会期中の全日程で出展し（会期中途中で撤収しない）、商談担当者1名以上が常駐すること。
- 商談のフォローアップができる輸出または海外事業担当者がいること。
- ジェトロが会期前、会期中および会期後に実施する商談アンケートやフォローアップアンケートに必ず協力すること。
- 本見本市出展について、経営者・事業責任者を含めて、社内同意が得られていること。

## <必須条件 通常エリア>

- 出品目的が調査や研修目的等でなく、商談目的であること。

## <審査項目 通常エリア>

- 中小企業基本法で定義される中小企業であること（原則、製造業）  
※応募多数の場合、中小企業を優先する場合がございます。
- 海外展開に積極的に取り組む姿勢があり、明確な輸出方針があること。
- 見本市出品分野に合致する日本の製品・技術を有する企業であること。また出品商品が医療・健康関連製品市場において高い訴求力があると考えられること。
- 現地で販売するにあたって必要な規格への適合や認証を取得している、または申請中であること。
- 英語による製品情報を用意しており、会場内では実機または代替物（サンプル、映像等）を使用した効果的な展示を予定していること。
- 会期後も自らが主体的に輸出に関与できること。

## <必須条件 スタートアップエリア>

- 設立10年未満であること。（2023年度においては2013年4月2日以降が対象。）
- 中堅・中小企業要件に当てはまること。

## <審査項目 スタートアップエリア>

- グローバルビジネスを視野に入れていること
- デジタルヘルス分野に合致する製品・技術・サービス（プロトタイプを含む）を有する企業であること。また、製品・技術が市場において高い訴求力があると考えられること。
- 英語によるHP、製品情報を用意しており、会場内では実機または代替物（サンプル、映像等）を使用した効果的な展示を予定していること。
- 会期後も自らが主体的に海外展開に関与できること。
- 参加にあたり英語対応が可能であり、海外展開を継続して行うための組織体制が整備されていること。

出品料金（不課税） 通常エリア用

	中堅・中小企業料金	一般料金
1小間(通常エリア)	¥ 930,000	¥ 1,860,000

※ 他の国庫補助金の支援を受けて本ジャパン パビリオンにお申込頂く方、ならびに下記要件を満たす中小企業以外については、「一般料金」でお申込ください。

中堅・中小企業の定義

本事業における中小企業の定義・要件は、以下（１）および（２）の定義・要件をともに満たす場合に、本事業における中小企業とみなします。

（１）中小企業基本法の定義

製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

- \* 法人格のない個人事業者も含まれます。
- \*\* 「常時雇用する従業員の数」には、事業主、役員、臨時従業員は含みません。  
※詳細は[中小企業庁WEBページ](#)にてご確認ください。

※中堅企業について (NEW!)

2023年度より、中小企業基本法では「中小企業」に該当しない場合でも、以下「」内を満たす場合には、「中堅企業」として「中堅・中小企業料金」にて申込いただけます。但し、（２）の要件を満たすことは必要です。  
「上記の中小企業社以外のもののうち、会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社であって、応募日において確定済の直近決算の売上高が1,000億円未満又は常用雇用者1,000人未満の者。」

（２）経済産業省の定める要件

- 資本金又は出資金が5億円以上の法人に、直接又は間接に100%の株式を保有される中小・小規模事業者ではないこと。
- 確定している（申告済みの）直近過去3事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超えない中小・小規模事業者。

※ただし、上記の条件に該当する企業であっても他の国庫補助金による支援を受けている場合は、中小企業料金の適用が出来ない場合もあります。  
必ず補助金の所管部署等へ確認の上、お申し込みください。



**出品料に含まれるサービス  
含まれないサービス**

一部のサービスを利用しない場合でも、料金は同一です。

**出品料に含まれるサービス** ※内容は変更になる可能性があります。

<リアル展示>

- ◆ 展示スペース（通常エリアでは1小間：約7.2㎡を予定）  
**※SUエリアはオープンスペースであるため、企業の明確な小間分けはございません。**
- ◆ ジェトロの統一デザインによる小間の基本装飾（設営含む）
- ◆ 一定量の電気代およびその工事費
- ◆ ジェトロが指定する基本備品 1小間あたり（予定）：  
 社名表示板1、受付カウンター1、鍵付展示台1、椅子2、スポットライト2-3、  
 コンセント1、ゴミ箱1、カーペット）  
 ※ブースレイアウト次第で備品の内容や個数に変更の可能性あり  
**※SUエリアはオープンスペースであるため、企業の明確な小間分けはないことから、備品の数も異なりますのでご了承ください**
- ◆ ジャパンパビリオン出品者カタログによる広報

<オンライン展示>

- ◆ 主催者が提供するプラットフォームの利用アカウント（1社あたり1アカウント）

**出品料に含まれないサービス**

- ◆ 上記基本装飾以外のブース装飾、追加レンタル備品に掛かる経費
- ◆ 出品物にかかる輸送関連経費、関税および消費税等
- ◆ 出品者の渡航費および宿泊費
- ◆ その他前項に定める以外の経費

※ 出品物輸送、会期中のアシスタント手配は各自で手配をいただくこととなります。

**キャンセル規定**

出品取消し受付日	キャンセル料
<p><b>採択通知受領後10日目以降</b>                      (例：10月1日採択通知受領の場合、10月11日以降キャンセル料がかかります。)</p>	<p><b>出品料の100%</b></p>

- ◆ メール等による審査結果の連絡を持って採択通知とし、10月上旬以降を予定しています。
- ◆ キャンセル料については、ジェトロ・メンバーズ割引を適用できません。
- ◆ 戦争、政情不安、天災、感染症、その他、出品者様の責めに帰することのできない事由によりキャンセルする場合は、ジェトロに文書で通知し、その承諾を得ることにより、キャンセル料の支払いなく出品を中止できる場合がありますので、ご相談ください。

## ジェトロ・メンバーズ特別料金

ジェトロ・メンバーズの会員様には、会員特別割引（出品料を10%割引）を適用します。

（ただし、割引額は会員1口につき年会費70,000円（消費税は除く）を年間割引の上限とします。）その他海外ビジネスをご支援する各種関連サービスもございますので、入会されていない企業様におかれてはこの機会に是非入会をご検討ください。

◆ ジェトロ・メンバーズのお申込・詳細はこちら：<https://www.jetro.go.jp/members/>

※ただし、出品料請求後にジェトロ・メンバーズに加入された場合は上記割引の対象外となりますので、ご注意ください。

## 東京都 海外展開支援

東京都は東京都の金融機関と連携した支援制度を設けています。

①東京都内に事業所があり、②東京信用保証協会の保証対象業種を営む中小企業者様で、③東京都中小企業制度融資の申込予定者（検討者含む）である場合、この制度のもとジェトロの有償サービスを1社あたり累計50万円まで無償で利用できるものです。

詳細は、以下の「東京都産業労働局」のウェブページをご覧ください、もしくはジェトロ東京（Tel:03-3582-4953/e-mail:knt-tokyo@jetro.go.jp）までお問い合わせください。

▽詳細は以下

[https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/chushou/kinyu/kuushu/kuushu/kaigaitenkai/](https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/chushou/kinyu/yuushi/kuushu/kaigaitenkai/)

※ジェトロ・メンバーズ割引との併用は不可となります。

※キャンセル料に本支援は利用できません。

## 団体申込みに関する規定

代表団体（地方自治体、業界団体等）が複数企業（以下、傘下企業）を取りまとめて出品する場合は、ジェトロまでご相談ください。

お申込み方法について、個別にご案内させていただきます。



## ジャパンパビリオン 参加のメリット

### 市場開拓 PRの機会



中東地域においては、湾岸諸国を中心とした人口増加や所得水準の向上等に伴い、医療に対するニーズが急速に拡大しています。

「Arab Health」は中東における**最大の医療機器関連見本市**であり、UAEおよび周辺国のバイヤー、医療関係者等とのビジネスマッチングが期待できます。また、各国から多くの関係者が来場することから、**世界展開のゲートウェイ**に位置づけられます。

### 低コストでの 出品



中小企業は国からの補助により、単独で参加する場合に比べて、**割安な費用**で見本市に参加できます。

スペースの申込みからブース装飾の手配など、**見本市参加に必要な手続きをジェトロが行います。**  
海外見本市出品が初めての場合でも安心して参加できます。

### ジェトロの 全面サポート



日本企業がまとまって参加する「ジャパンパビリオン」に出品することで、来場者に対してより**効果的なPR**を行うことができます。

### 日本技術の PR



## < 過年度出品者様の声 >

とにかく多くの来訪者があり、真剣度も総じて高い印象を持ちました。クオリティの高い多数の商談が行うことが出来て、現地進出の大きな足掛かりになりました。

今回初めてArab Health参加しましたが、他の海外見本市よりも多くの商談をすることができました。100社近い会社にPRできました。また出展したいです！

中東だけではなく、ヨーロッパやアフリカ、南西アジアからの来場者も多かったです。

日本製品への信頼が高く、一方で「欧米などの製品に比べ知る機会が少ない」との声が多く、日本ブースで出展するのが効果的でした。





※以下には重要な情報が記載されております。お申込前に必ずご確認ください。

## 注意事項 以下には重要な情報が記載されております。

- ご提出頂いた資料の内容について、ジェットロより電話等にてお話を伺う場合もございます。
- ジェットロに提出された書類の内容に虚偽の記載をした場合は、申込を無効とすると同時に、本見本市への出品をお断りします。
- 本見本市へ独自に出品される企業様については、ジャパン パビリオンへの重複出品は認められません。違反が認められた場合は、今回または今後の出品をお断りすることもあります。

### その他注意事項

1. お申込が一定数に達した時点で、申込締切日前でも申込受付を終了させていただきます。
2. 出品申込書に記載された内容に変更がある場合、書面にてジェットロにご連絡願います。また、申込締切日を過ぎてから内容を変更される場合、その内容によってはジェットロは応じられない場合がございますので、予めご了承ください。
3. 出品にかかる規則は、本「出品案内書」、ならびに「海外見本市出品要綱」によるものとします。（本ご案内記載内容と海外見本市出品要綱の内容が異なる場合には、本案内を優先します。）
4. ジェットロが出品者として適当であると承認することを要件とします。
5. 1社あたりの出品の最小申込単位は1小間とします。1小間を複数社で共有することはできません。
6. ブース位置は、審査結果、小間数、出品物、業種等を総合的に考慮し、確保できたスペース内で展示構成を配慮しつつ、ジェットロが決定します。
7. 現地への展示品の輸送、見本市会場内の搬出入は全て出品者様の責任において実施願います。
8. ジェットロが成果把握等のために実施する会期前後のアンケートや電話・メールによるフォローアップ調査には必ずご回答願います。ご協力頂けない場合、出品の取り消しや今後のご出品のお断りもあり得る点ご了解下さい。
9. 外国為替および外国貿易法等、国内法令に定めのある出品物の出品については、出品者の責任において事前に許可等を取得願います。  
（経済産業省安全保障貿易管理：<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>）
10. 「輸出管理等の外為法関連規制に関する特記事項」（以下）に同意をお願いします。  
<https://www.jetro.go.jp/newsletter/far/2023/BIO2023/menseki.pdf>
11. 本見本市に国・自治体からの補助金を用いて出品する場合、出品料は一般料金となります。
12. 出品料の振込みに要する一切の手数料は出品申込者様のご負担となります。
13. 出品料未納による出品はできません。必ず支払い期日までにお支払いください。なお、支払額が請求額を下回り所定の期日までに差額の支払がない場合も、出品申込者事由による出品申込の取消とみなします。
14. 自社小間の転貸、売買、交換、譲渡は出来ません。
15. 現地治安情勢等により、ジェットロの判断で事業実施を見合わせる可能性があることを予めご了承ください。
16. ジェットロでは、展示物等の知的財産権に係るトラブルが発生した場合、一切責任を負いかねます。必要に応じて自己の責任及び経費負担の下、事前に知的財産権の保護対策を行ってください。



17. ジェトロの責任に帰すことのできない事由による出品者様と商談者のトラブルについては、一切責任を負いかねます。
18. 搬入～会期～搬出の全行程を通し、各社様最低1名のご参加をお願いします。見本市最終日の終了時刻以前の撤収は認められません。特に、会期中は常時どなたかを自社小間に配置してください。
19. 本見本市の実施についてプレスリリースを行い企業情報、出品物の情報が公開される場合がございます。予めご了承ください。
20. 展示装飾、今後の準備の詳細については、出品者説明会等にて別途ご案内します。
21. 小間の装飾および施工はジェットロ指定業者が、出品物の展示・陳列は出品者様が行いますが、出品物の展示方法については、見本市主催者の規定もしくはジェットロの指示に基づき修正いただく場合があります。（次ページに続きます。）
22. 出品者様には、ジェットロの「反社会的勢力への対応に関する規程」第2条で定義する反社会的勢力に該当せずかつそれらと関係を有しないことを確約いただきます。  
[http://www.jetro.go.jp/ext\\_images/disclosure/antisocial/hansyakai-taikokitei.pdf](http://www.jetro.go.jp/ext_images/disclosure/antisocial/hansyakai-taikokitei.pdf)  
該当することが判明した場合、ジェットロは当該出品者様の本見本市への出品を取り消し、本件に関しお支払いいただいた参加費および費用の返金、賠償はいたしません。
23. 本「出品案内書」に記載の事項は海外現地事情により常に変更の可能性がある点、ご了承ください。

## 新型コロナウイルス感染拡大に関連した特記事項

- ・ 本事業は、出品者様の健康・安全の確保について確認がとれた状況下での見本市参加を前提としています。現地情勢等の諸般の事情に鑑み、主催者や（主催者が中止の判断をしない場合でも、上記前提をベースとした）ジェットロの判断により中止又は延期となる場合やその他の事由により参加できなくなる可能性がありますので予めご承知おきください。
- ・ 本見本市が中止若しくは延期となった場合、又は、新型コロナウイルスの感染拡大防止策として開催地への入国や本見本市への入場に関し、ワクチン接種等の新たな義務や条件が追加された場合等、出品者様の責めに帰すことのできない事由により参加できなくなった場合においても、本見本市への参加のために出品者様が支出した費用や本見本市の中止又は延期やその他の事由により不参加となったことに起因、関連する一切の損害（航空券代等のキャンセル料を含みますが、これに限られません。）については、ジェットロはこれを負担しません。ジェットロが出品者様から受領した出品料に限り、ジェットロの判断により返金する場合があります。
- ・ 2022年6月11日以降、日本を含む第三国に対する新型コロナウイルス関連の全ての入国制限が暫定的に解除されました。これにより、今まで必要であった証明書提示義務(ワクチン接種証明書、陰性証明書、回復証明書のいずれかの提示)及び入国理由を証明する疎明資料の提示は不要となり、日本からドバイへの渡航は旅行目的を問わず(観光、知人等の訪問を含む)認められます。
- ・ 日本からドバイへの渡航にあたっては、入国時の隔離措置はありません。ドバイ入国に際して、全ての渡航者は接種証明や陰性証明の提示は不要となりました（2023年7月時点）。その他、入国制限等に関する情報は以下の在ドバイ日本国領事館サイトをご確認ください。【[在ドバイ日本国総領事館HP](#)】
- ・ 出品者様は、本見本市において感染症の予防対策を徹底し、かつ、感染症の疑いのある者、またはこれらの者との濃厚接触者は本見本市に参加させないでください。万一、感染症の疑いのある者またはこれらの者との濃厚接触者が本見本市に参加したことが判明した場合には、直ちにジェットロに報告し、その指示に従っていただきます。
- ・ 上記については、それぞれ、その後も現地情勢等の諸般の事情の変化により、変更になる場合があります。



## 1 STEP1 オンライン申し込み

以下のイベントページより、  
お客様情報の登録後、オンラインでのお申し込みをお願いします。  
入力完了後に、「内容確認メール」が届きます。

募集ページ：<https://www.jetro.go.jp/events/odc/d3a6f03724536470.html>

※お申し込みが一定数に達した場合は、締切日前でも募集を締め切らせていただきます。  
お早めにお申込みください。

※ジェトロお客様情報登録のない方は、登録（無料）が必要です。登録済みの方は、登録時のIDとパスワードを用いてログインし、オンライン申し込みを行ってください。

## 2 STEP2 オンライン：企業・出品物情報登録

STEP1の「内容確認メール」記載のURLより、以下書類のアップロードをお願いします。これらの情報に基づき、出品審査を行いますので、不備のないようご入力ください。入力完了後に、「入力完了メール」が送付されます。

提出先：<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/odc/arabhealth24step2>

- 出品企画書 ※1
- 会社案内・製品概要（日・英） ※2
- 出品申込書・承諾書のPDFデータ（押印済み）

※1 申込エリアにより、フォーマットが異なります。

※2 会社案内、製品概要（日・英）を電子媒体でお持ちでない場合、  
「STEP3 出品申込書・承諾書の原本を送付」の書類と一緒にご郵送ください。

## 3 STEP3 出品申込書・承諾書の原本送付

**締切 2023年9月15日（金） 17:00**

ジェトロより上記内容確認の連絡を受領後、以下をご郵送ください。

- 押印済み「出品申込書・承諾書」原本2部
- （会社案内、製品概要（日・英） ←電子媒体をお持ちでない場合のみ）

※「出品申込書・承諾書」の記載内容に変更がある場合は、ジェトロへご連絡ください。  
訂正する場合は、代表者の訂正印を押印のうえ、修正ください（修正液の使用不可）。

<宛先> 〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル6階  
日本貿易振興機構（ジェトロ） 海外展開支援部  
販路開拓課 ヘルスケア産業班 【担当：檜山祐貴・宮崎アナスタシア】



## 4 STEP4 審査結果の連絡、 出品申込書・承諾書の返送、請求書送付

### 出品審査の連絡：2023年10月上旬以降

ジェットロによる所定の審査により、ご出展頂く企業様の決定を行います。  
審査結果（採択通知）についてはメール等にてご連絡を差し上げます。  
その後、ジェットロ押印済みの「出品申込書・承諾書」（1部）及び請求書を郵送します。

※場合によっては追加資料の提出の依頼や、ジェットロよりお電話等でヒアリングさせて頂く場合がございます。

## 5 STEP5 出品料の振り込み

請求書に記載している支払い期日までに出品料をお振込みください。  
お支払が完了した時点でジェットロが出品を承諾することとします。  
期日までにお支払いのない場合、出品申込みが取り消されたものとみなしますので、  
ご注意ください。  
振込みに要する一切の手数料は出品者様のご負担になりますので、予めご了承下さい。

### 入金期日：2023年12月1日（金）まで（予定）

（採択通知受領後14日目以降のキャンセルには出品料の100%に相当する金額を頂戴します。P.12のキャンセル規定をご確認ください。）

## 6 STEP6 出品者説明会

### 10月中下旬以降（予定）

出品者マニュアル配布やブース位置、注意事項などを案内する出展者説明会をWEB会議形式で開催する予定です（任意参加）。  
日程等の詳細は、別途出品者様宛にメールでご案内いたします。  
※その他、出品者カタログ作成用データ提出（締切11月末頃予定）等、必要となる資料は随時ジェットロから依頼させていただきます。

## 7 Arab Health 2024

2024年1月29日（月）～ 2月1日（木）

### お問合せ先



日本貿易振興機構（ジェットロ） 海外展開支援部  
販路開拓課 ヘルスケア産業班  
担当： 檜山祐貴・宮崎アナスタシア  
〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル6階  
E-mail： healthcare@jetro.go.jp



## FAQ【1】

### 1. 展示会一般情報、および出品物について

Q(1): 展示会場での来場者の属性について

A(1): Arab Health は医療機器完成品を対象とした見本市ですので、最終製品の取り扱いを目的とした代理店や、医療従事者が来場されることが多いです

Q(2): 医療機器完成品の定義、医療機器部品の場合

A(2): 完成品の定義は「病院、検査機関でそのまま使えるもの」です。上市しているかどうかは定義とは異なります。

**※なお、本見本市は、医療機器の完成品が対象ですので、医療機器部品は対象外となります。**

Q(3): メーカー独自の出展ではなく、商社や販売代理店からの出展について

A(3): 商社や、販売代理店の方々にご出展いただくことがございますので、「応募対象内」ではございます。

ただ、案内書に「原則、製造業」と記載しているように、審査の際にはその点を考慮します。可能であれば「メーカー様からのお申込み」をお願い、お勧めいたします。

**※商社や代理店からご出品いただく場合は、必ず出展製品は1社の製品のみに絞ってご出品ください。1ブース内で2社以上の製品のご出品はお断りいたします。**

Q(4): 1ブース当たりの参加人数についての制限

A(4): ございません。

Q(5): ジャパンパビリオンの会場内の位置について

A(5): ジャパンパビリオンは、湾岸諸国の政府ブースなどが集まる、会場内の中心となるエリアに設置します。

### 2. 申込手続きなど

Q(6): 〈STEP.2〉提出書類の製品概要（日・英）に関して、日本語版の用意がないが、英語版のみでの提出可能か。

A(6): 日本語版の製品概要のご用意がない場合、「出品企画書」内の出品物情報に記載できる範囲でかまいませんので日本語の詳細をご記入お願いいたします。

ジェットロにて審査を実施する際に必要となりますので、ご理解をいただけますと幸いです。

なお、英語版の製品概要については可能な限り〈STEP.3〉までのご提出をお願いしておりますが、期限までのご提出が難しいようでしたら日本語版のみの受付とさせていただきます、後日にご提出ください。

Q(7): 〈STEP.2〉「出品申込書・承諾書」アップロードに代表印は必要か。

A(7): 代表者印をご捺印いただきアップロードをお願いいたします。



## FAQ 【2】

Q(8): 〈STEP.3〉の郵送が諸事象により期限に間に合わない場合

A(8):原則、期限内でのご対応をお願いいたします。もしどうしても難しい場合には、個別にご相談ください。

### 3.出品料について（中堅・中小企業要件関連など）

Q(9):JETROメンバーズに割引の適用料金について

A(9):ジェトロメンバーズ様については、各事業において10%割引（年間で合計7万円まで）となります。本割引は、ジェトロの他事業利用も含めて、1年度内で合計7万円までご利用が可能です。

なお、東京都の海外展開支援制度をご利用になる場合はジェトロ・メンバーズ割引との併用は不可となります。

Q(10):中堅・中小企業要件の適用判断について

A(10):中堅・中小企業料金の適用には、本出品案内書の（1）中小企業基本法の定義（中堅企業の定義）、（2）経済産業省の定める要件をともに満たす必要がございます。

（1）を満たすことは弊構でも確認はできますが、（2）の要件を満たすかについては、現状、課税所得金額等のこちらでは確認できないこともございますので自社にてご確認いただき、ご判断をお願いします。

Q(11):課税所得が、一般社員に対して未開示の場合

A(11):「課税所得額」に関しまして、直接入手が難しい場合でも、本事業で中小企業料金を適用するために、直近過去3年分の「課税所得額」を必須要件として皆様に開示いただいております。

ご担当部署を通じて、別途当班宛にメールまたは郵送にてご担当者様を介さず法人税申告書の写し等を送付ください。審査に用いるのみで外部には開示等はいたしませんのでご安心ください。

### 4.その他

Q(12):展示会場で通訳の手配について

A(12):ジェトロでは手配はいたしませんので、通訳やアテンダントの手配が必要な場合は各社にてお願いします。

Q(13):他社の申し込み状況

A(13):他社の応募状況に関しましてはお答えしかねます。一定数の募集があった場合は締切る可能性もございますので、早めのお申込みをお勧めしております。

**その他、ご不明な点がございましたらお気軽にご連絡ください。**



参考情報

## ■ JETRO JAPAN STREET ■

「JAPAN STREET」とは、ジェトロ独自のオンラインカタログサイトです。海外の有力バイヤーとの取引機会を増やすことを目的として通年登録を募集しています。限られたバイヤーのみが閲覧できるサイトでご登録いただければジェトロが招待した海外の有力海外バイヤーの目に留まるチャンスがあります。事業者の皆さまは企業・商品情報と商品画像等を提出するだけでジェトロが常時海外バイヤーに商品を案内します。

**登録お申込み掲載は無料です！**  
この機会に以下をご確認のうえ、是非ともご登録下さい。

[https://www.jetro.go.jp/services/japan\\_street.html](https://www.jetro.go.jp/services/japan_street.html)

\*登録手続きにつきましては医療機器・ヘルスケア関連分野は「食品・日用品・化粧品・サービス等の分野」よりお申込みください。

【ご参考：2分で分かるJapan Street 紹介動画】

<https://www.youtube.com/watch?v=8kUMrwZ1gbM>

「JETRO JAPAN STREET」に関するお問い合わせ先

<ジェトロプラットフォームビジネス課 Japan Street事務局>

[https://www.jetro.go.jp/form5/pub/dnb/js\\_inquiry](https://www.jetro.go.jp/form5/pub/dnb/js_inquiry)

ご不明点は上記Japan Street事務局お問合せフォームからのみお問合せを受け付けておりますのでご注意ください。

## ■ 新規輸出 1 万者支援プログラム ■ ! NEW !

輸出に対するあらゆる質問に対応、国内取引での輸出から海外バイヤーとの商談まで貴社のビジネスチャンスをサポートします。ジェトロでは新たに輸出に挑戦する企業に対し個別のカウンセリング通じて、適切な支援策を提案します。

\* 詳細はこちら

<https://www.jetro.go.jp/ichiman-export.html>

※輸出経験のある企業様も対象になります。

「新規輸出1万社支援プログラム」に関するお問い合わせ先

<新規輸出1万者支援事務局>

お問合せフォーム：[https://www.jetro.go.jp/form5/pub/cse/1man-kigyou\\_toi](https://www.jetro.go.jp/form5/pub/cse/1man-kigyou_toi)

TEL：03-3582-4937 / 03-3582-4938 / 03-3582-4939 / 03-3582-4940

受付時間：平日9時～12時/13時～17時(土日、祝祭日、年末年始除く)